

環 保 第 5 0 0 号
令 和 3 年 4 月 2 8 日

株式会社戸高鉱業社
代表取締役社長 戸高 善之 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

東神野地区石灰石鉱山拡張事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和3年1月29日付けで提出のあった上記計画段階環境配慮書について、大分県環境影響評価条例第4条の5の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、現事業区域である臼杵市神野・八戸鉱区の北西に隣接する東神野地区を次期鉱山開発計画地として想定し、セメント原料等となる石灰石を採掘する鉱山の区域を拡張する事業である。

次期鉱山開発計画地は、臼杵川最上流に位置し、他事業者による鉱山開発区域が隣接しているだけでなく、次期鉱山開発計画地内に住居が存在していることから、本事業による生活環境への影響が及ぶ範囲や程度は、事業着手位置に左右される。また、事業の特性上、将来的に当該計画地は消失することとなる。

これらを踏まえ、まず、住居への影響を回避するよう検討し、長期的な開発期間のなかで、各開発段階における継続的な環境監視を行い、本事業による影響だけでなく、現事業区域及び他事業者の鉱山開発区域も考慮した複合的な影響について、環境影響評価を行うこと。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、生活環境への影響が最小となるような事業計画を検討し、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の方法について、根拠等の必要な情報を具体的に、かつ分かりやすく実施計画書に記載するとともに、地元住民等に対し、丁寧なコミュニケーションを継続的に図りながら事業を実施すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

次期鉱山開発計画地及び周辺には住居が存在しており、粉じん等の影響が懸念されることから、住居からの距離、風向等を適切に調査、予測及び評価し、事業着手位置や粉じん等の発生抑制方法を検討すること。

(2) 騒音・振動

次期鉦山開発計画地及びその周辺には住居が存在しており、事業実施による騒音・振動だけでなく、工事用車両の通行による騒音・振動の影響も懸念されることから、事業の工程を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、十分な配慮を検討すること。

(3) 水環境

次期鉦山開発計画地は、臼杵川最上流部に位置していることから、土地の改変に伴う濁水の発生や水質、水量の変化が将来的に発生する可能性が懸念される。

このため、水質及び水量の変化、水の濁り等について、事業実施前から観測及び調査を行い、将来的な代替水源の確保の方法及び水の濁りの防止対策等を検討すること。

(4) 重要な地形及び地質

次期鉦山開発計画地及びその周辺は石灰岩地質であり、カルスト台地やドリーネ等が存在し、自然洞窟が存在する可能性もあることから、専門家等の指導・助言を参考に、適切に調査、予測及び評価すること。

(5) 動物・植物・生態系

ア 次期鉦山開発計画地及びその周辺は石灰岩地質であり、特有の自然環境を有しているため、専門家等の指導・助言を参考に、地域特性に十分配慮した調査、予測及び評価を行うこと。

イ 動物について、次期鉦山開発計画地及びその周辺には、石灰岩地質特有の重要な種（特に昆虫類）が存在することが予想され、また、未記載種が発見される可能性もあるため、標本の作製等、これらの調査について配慮するよう努めること。

ウ 植物について、次期鉦山開発計画地及びその周辺には、石灰岩地質特有の重要な種が存在することが予想されるため、県内における分布や減少傾向等を吟味し、本事業の実施に伴う当該種へ影響を相対的に評価するよう努めること。

(6) 景観

臼杵市及び隣接する津久見市と事前協議を行ったうえで、主要な眺望点の設定を行うこと。また、事業の工程により眺望景観が変化することを踏まえ、地元住民等とのコミュニケーションを図り、その結果を考慮して主要な眺望点を検討すること。

(7) 文化財

次期鉦山開発計画地及び周辺には、地域の歴史を知るうえで貴重な複数の石塔等が存在する。また、鍾乳洞が発見される可能性があるため、これらの取り扱いについて、臼杵市教育委員会と事前協議を行い、慎重に対応すること。